

山形県舟形町 企業版ふるさと納税の仕組み



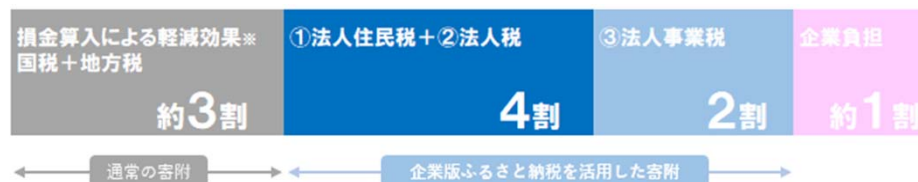
◇企業版ふるさと納税とは

企業版ふるさと納税は、国が認定した地方公共団体の地方創生事業に対して企業様をご寄附を行なった場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みです。

舟形町は、この制度を活用して「舟形町まち・ひと・しごと創生推進計画」に掲げる取り組みを積極的に推進していきたいと考えています。

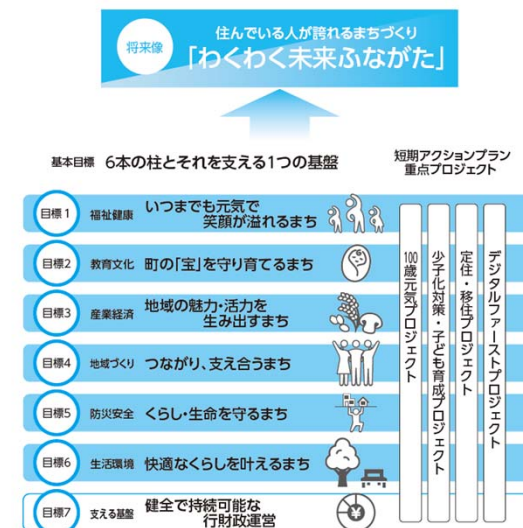
◇仕組み

- ・ 1回あたり10万円以上の寄附が対象です。
- ・ 舟形町に本社（地方税法における主たる事務所または事業所）のある法人は対象外です。
- ・ 寄附を行うことの代償として本町から経済的利益を受けることは禁止されています。
- ・ 令和2年度に制度が見直され、損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、最大で寄附額の約9割が軽減され、企業様の実質的な負担が約1割にまで圧縮されるなど、より使いやすい仕組みとなりました。



※企業が地方公共団体に寄附した場合は、その金額が損金算入されるため、寄附額の約3割（法人実効税率）相当額の税の軽減効果があります。

〈舟形町まち・ひと・しごと創生推進計画〉



将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり『わくわく未来ふながた』」の実現を目指します。

◇制度の流れ



▼申請・問い合わせ／山形県舟形町まちづくり課企画調整係
TEL:0233-32-0104 MAIL:tyosei@town.funagata.yamagata.jp